

令和7年度

周南市危険空き家解体事業

～ 補助制度のご案内 ～

周南市建設部住宅課

電話番号 0834-22-8385

<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/36/83697.html>

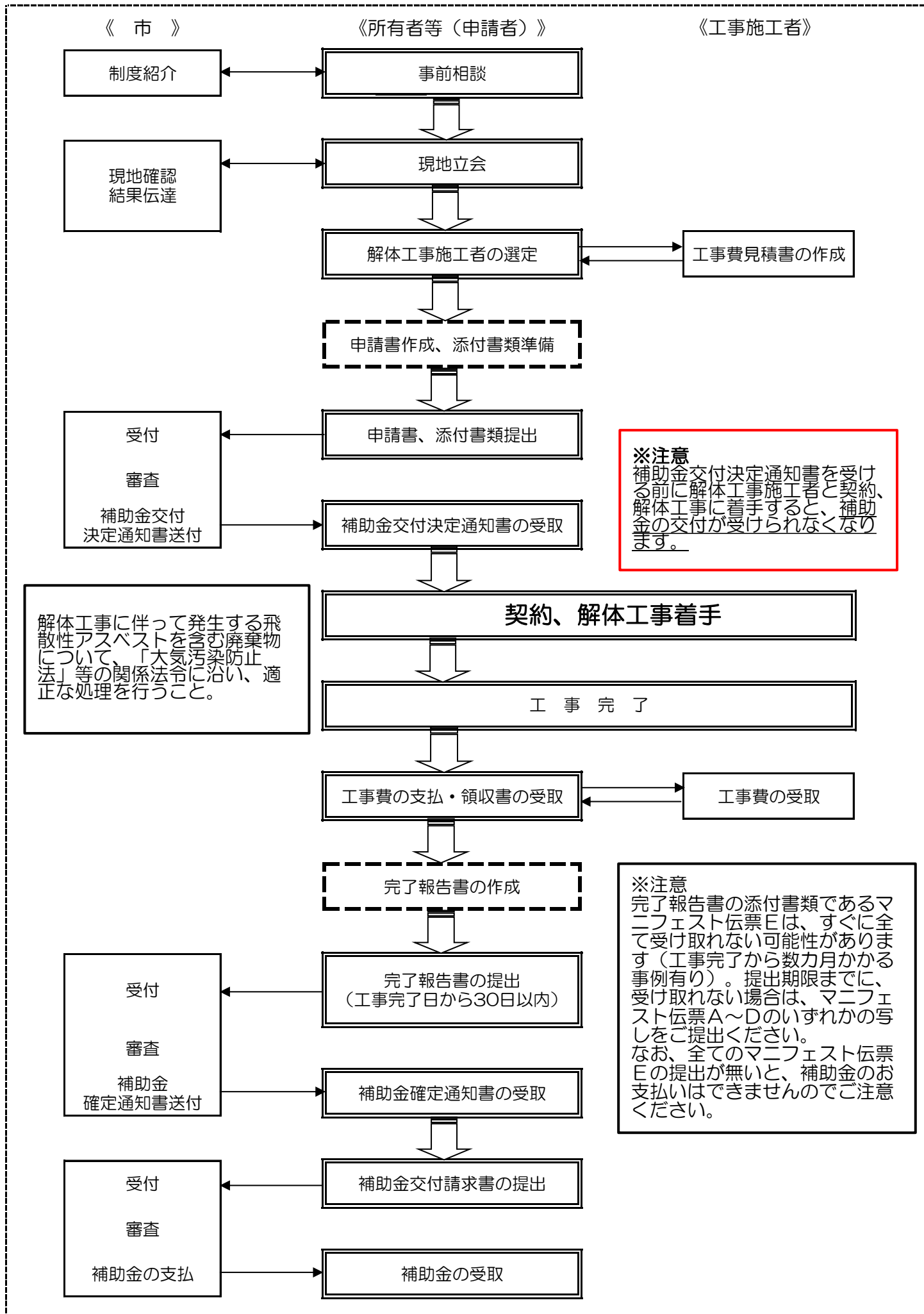
周南市危険空き家解体事業

～ 補助制度のご案内 ～

目 次

1 危険空き家解体事業のフロー	_____	1
2 補助制度について	_____	2
3 危険空き家解体事業補助金申請の手続き	_____	4
4 危険空き家解体事業補助金申請書類一覧表	_____	5
5 申請書等の記入例	_____	6
6 申請書等の様式	_____	15

1 危険空き家解体事業のフロー



2 補助制度について

1 ご 注 意

- 1 現地確認受付期間は、令和7年5月7日（水）から令和7年6月13日（金）までです。事前に窓口、お電話等でご相談ください。
※日程調整し、市職員が空き家の現地確認をしますので、所有者の立会が必要です。

現地確認オンライン受付フォーム
URL：https://logoform.jp/form/mn2n/979695



- 2 申請受付期間は、令和7年5月7日（水）から令和7年6月13日（金）迄です。
※現地確認で補助対象となる危険空き家と判定された方でないと、原則受付できません。
※申請受付方法は住宅課窓口、郵送（6月13日必着）とします。
- 3 予算額（15件程度）に達し次第、締め切ります。予算の範囲を超えて補助金の申請があった場合においては、実施要領に基づき選考を行い、危険度の高いものから優先的に補助金を交付します。
- 4 補助金の交付決定通知を受ける前に、解体工事に着手（契約）してしまうと、補助は受けられません。
- 5 補助金の支払いは、解体工事の完了後となります。補助金の交付決定通知を受けていても、途中で取りやめた場合などは、補助金は支払われません。
- 6 令和8年1月30日（金）までに、解体工事を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出してください。
- 7 解体工事に伴って発生する飛散性アスベストを含む廃棄物について、「大気汚染防止法」等の関係法令に沿い、適正な処理を行ってください。
- 8 完了報告書の添付書類であるマニフェスト伝票Eは、すぐに全て受け取れない可能性があります（工事完了から数カ月かかる事例有り）。提出期限までに、受け取れない場合は、マニフェスト伝票A～Dのいずれかの写しをご提出ください。
マニフェスト伝票Eは、令和8年2月末日までに補助金交付請求書と併せて全てご提出ください。
なお、全てのマニフェスト伝票Eの提出が無いと、補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。
- 9 危険空き家の解体に伴って、翌年度以降の土地に係る固定資産税等が高くなる可能性があります。詳しくは課税課へお問い合わせください。
- 10 訂正の際に、印鑑が必要となる場合があります。申請の際は印鑑をお持ちください。
- 11 補助の対象となる者、受任者以外の申請は、原則受付できません。
- 12 補助金の支払いは、補助の対象となる者以外には行いません。

2 補助の対象となる危険空き家

次の全てに該当する市内の危険空き家を対象とします。

- 1 居住の用に供しなくなっておおむね1年が経過している一戸建て又は長屋建ての住宅。
- 2 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの。
- 3 木造又は軽量鉄骨造。
- 4 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）による住宅の不良度の測定評点が100以上かつ要綱の別表第1の基準を満たすものであること（P24,25参照）。
→申請前に市が現地確認しますので、ご協力をお願いします。
- 5 公共事業等の補償の対象となっていないものであること。
- 6 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該住宅の除却について同意しているときは、この限りでない。
- 7 補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでないこと。
- 8 過去に市の補助金その他の市の助成制度を利用していないこと。
- 9 長屋建ての住宅の場合は、全ての住戸が空き家であること。

3 補助の対象となる者（複数人の場合は代表者）

次の全てに該当する個人を対象とします。

- ①補助の対象となる危険空き家を所有する者か、②危険空き家の存在する土地の所有者で危険空き家の所有者又はその相続人の同意を得た者か、①又は②の相続人。
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 補助金を受けて空き家を除却することについて、不利益を受けることになる全ての者から同意を得ている者。ただし、その全ての者の同意を得ることが困難と認められるときは、紛争等が生じた場合の誓約書の提出をもって代えることができる。
- 周南市空家等の緊急安全措置の事務処理要綱（平成28年要綱第85号の3）第3条の規定により市が実施した緊急安全措置等に係る費用の請求があった者については、その費用を完納している者。
- 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により市が実施した行政代執行に係る費用の納付命令があった者については、その費用を完納している者。
- 同一会計年度内にこの補助金の交付を受けていない者。

4 補助の対象となる解体工事

次の全てに該当する危険空き家の解体工事を対象とします。

（1～3を満たしても補助対象外となる工事もあります）

- 危険空き家を解体して敷地を更地にする工事（一部解体は補助対象外）
- 敷地に対して土砂等の流出防止措置を講じるもの（費用は補助対象となりません）
- 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者で、市内に事務所等を有するものに発注する工事

◎補助の対象となる工事の主なもの（例）

- 危険空き家の住宅部分の解体工事、整地及び重機回送費用
- 危険空き家の住宅部分の解体工事に伴う処分費用

◎補助の対象となる工事に該当しないもの（例）

- 国、地方公共団体等の補助金等の交付を受ける工事
- 草木の除草、伐採等
- 門、塀等外構部分の解体工事
- 浄化槽等の地下埋設物の除却工事
- 家財道具、機械、車両等の処分に係るもの
- 2棟目以降の危険空き家を除却する工事
- 倉庫の解体工事

5 補助金の額

予算の範囲内で次のとおり補助金を交付します。（交付する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。）

補助対象事業費	補助率（交付額）
補助対象事業に要する経費 （消費税及び地方消費税を除く）	補助対象事業費の2分の1以内 ※交付限度額 500,000円

※補助対象事業に要する経費・・・危険空き家の延べ面積に国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等の1平方メートル当たりの除却工事費の上限額を乗じた額に10分の8を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とします。

3 危険空き家解体事業補助金申請の手続き

(市への提出書類)

1	事前相談 現地確認申込	- 補助制度に関する相談 - 現地確認の日程調整	
2	現地確認	市職員が現地に伺い、原則申請者立会いのもと補助金の対象となる危険空き家であるか確認をします。	
3	補助金の交付申請	交付申請書等の書類を添付書類と合わせて提出してください。 <u>※住宅課窓口、郵送のみの受付とします（FAX・メール等不可。）</u>	- 交付申請書 - 添付書類
4	交付決定通知書等の受理	- 補助事業に該当する場合、市から周南市危険空き家解体事業補助金交付決定通知書を送付します。 - 補助事業に該当しない場合、市から周南市危険空き家解体事業補助金不交付決定通知書を送付します。	
5	解体工事の着手	<u>補助金交付決定通知書を受け取った後に契約し、除却工事に着手してください（契約書〔請書〕を必ず取り交わしてください。）</u>	
6	変更、中止等	解体工事の途中で、事業内容の変更、中止等する場合は、事前に相談のうえ、変更申請書又は申請取下書を提出してください。	- 変更申請書 - 添付書類 - 申請取下書
7	解体工事の完了	解体工事の完了を確認し、代金をお支払いください。（領収書を必ずお受け取りください。）	
8	完了報告書の提出	解体工事の完了後、30日以内に完了報告書を添付書類と併せて提出してください。	- 完了報告書 - 添付書類
9	確定通知書の受理	市から周南市危険空き家解体事業補助金確定通知書を送付します。	
10	補助金の請求	補助金確定通知書を受け取った後、補助金交付請求書を提出してください。	補助金交付請求書
11	補助金の受理	補助金交付請求書で指定した金融口座に補助金を振込みます。 <u>※補助事業者（所有者等）本人の口座に限ります。</u>	

4 危険空き家解体事業補助金申請書類一覧表

手続き		提出書類	記入例	様式ページ
1	補助金交付申請 (申請手続きを委任する場合)	① 周南市危険空き家解体事業補助金交付申請書	6-7	15-16
		② 周南市危険空き家解体事業補助金内訳書	8	17
		③ 危険空き家及びその敷地の所有者等と延床面積が分かる書類のコピー (登記事項証明書【登記簿】、名寄帳、固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書、戸籍謄本等から適切なものを提出)	—	—
		④ 滞納の無いことの証明書の原本(申請月に発行されたもの) ※市役所課税課、市民課、各総合支所、支所で申請できます。	—	—
		⑤ 解体工事費の見積書のコピー(内訳明細がついたもの) ※周南市内の業者に限ります。 ※補助対象外のものは除いてください。	—	—
		⑥ 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類のコピー	—	—
		⑦ 位置図(地図)	—	—
		⑧ 外観写真(カラー、2面以上)	—	—
		⑨ 補助金を受けて空き家を解体することについて、不利益を受けることになる全ての者からの同意書 (原本：全ての者の同意を得ることが困難と認められるときは、紛争等が生じた場合の誓約書の提出をもって代えることができる)	9	18
		周南市危険空き家解体事業委任状	10	19
2	解体工事内容の変更又は中止・廃止の申請	① 周南市危険空き家解体事業変更申請書	11	20
		② 周南市危険空き家解体事業補助金交付申請取下届出書	12	21
		③ 補助金交付申請の際提出した添付書類で変更があるもの	—	—
3	完了報告	① 周南市危険空き家解体事業完了報告書	13	22
		② 解体工事に係る契約書(請書)のコピー ※補助対象外のものは除いてください。	—	—
		③ 解体費の領収書のコピー ※補助対象外のものは除いてください。	—	—
		④ 補助事業に係る廃棄物に関する処分証明書(マニフェスト伝票E票をいう。)等のコピー	—	—
		⑤ 解体工事の写真(施工中・完了時)	—	—
4	補助金請求	① 周南市危険空き家解体事業補助金請求書	14	23

◎申請に必要な様式は、市住宅課のホームページ

『<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/36/83697.html>』からダウンロードすることができます。

記入例

別記様式第1号（第7条関係）

周南市危険空き家解体事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所 **周南市岐山通〇丁目〇番地**

氏名 **周南 太郎**

電話番号 **090-1111-XXXX**

日中繋がる連絡先をご記入ください。

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助年度	令和7年度		
2 危険空き家の所有者 氏名	周南 市子		
3 申請者と2の所有者との続柄	☐ 本人 ☒ 相続人（子） ☐ 土地の所有者 ☐ その他（ ）		
4 危険空き家の所在地	登記事項証明書等に記載されている所在地を記入してください。		
5 補助対象事業費 （税抜）	2,000,000 円		
6 補助金交付申請額	500,000 円 （千円未満切捨て）		
7 補助事業 計画	危険空き家の構造等	■木造 ☐ 軽量鉄骨造 ・用途（ 居宅 ） ・床面積 200 平方メートル ・階数 2 階建て	
	着手予定日	令和 7 年 6 月 12 日	
	完了予定日	令和 7 年 12 月 10 日	
	解体工事業者名称	〇〇建設	
	解体工事業者住所	周南市周陽〇丁目〇番地	

（裏面に続く）

日付は提出の際、市が書類を確認した後、記入してください。

申請者は、①危険空き家の所有者、②危険空き家の存在する土地の所有者であって、当該空き家の除却について所有者又はその相続人の承諾を得た者、③①又は②の相続人となります。

登記事項証明書【登記簿】等に記載の床面積を記入してください

周南市危険空き家解体事業補助金内訳書で計算した補助対象事業費を記入してください。

周南市危険空き家解体事業補助金内訳書で計算した補助金の額を記入してください。

(裏面)

8 添付書類	(1) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたものに限る。） (2) 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類 (3) 市税の滞納がないことの証明書（申請月に発行されたもの） (4) 所有者等であることが分かる書類の写し（登記事項証明書の写し、固定資産税・都市計画税納税通知書、課税明細書、名寄帳、戸籍謄本等） (5) 申請する危険空き家の位置図及び外観写真（2面以上） (6) 補助金の交付を受けて空き家を除却することについて、不利益を受けることになる全ての者からの同意書 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
9 誓約事項	○ 私は、補助金の交付の可否を決定するために必要があるときは、関係機関へ調査を行うことに同意します。 ○ 私は、申請する危険空き家に共有者（相続人を含む。）がいる場合、当該危険空き家の除却について当該者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、申請する危険空き家に所有権以外の権利を有する者がある場合、当該危険空き家の除却について当該者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、申請する危険空き家の所有者と申請する危険空き家が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合、当該危険空き家の除却について当該者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、申請する危険空き家が区分所有の長屋建ての住宅の場合、当該危険空き家の除却について当該区分所有者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。 ○ 私は、当該補助金の交付申請に当たり、他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。 氏名 <u>周南 太郎</u> (自署または押印)

本人の自署でない場合は押印してください。

申請者氏名：

周南 太郎

危険空き家の所在地：

周南市岐山通〇丁目〇番地

危険空き家解体に係る工事費
見積書の金額を記入してくだ
さい。
消費税相当額を除く。

解体工事費の見積額：

2,000,000

円（消費税相当額を除く） (A)

～補助対象事業費、補助金額の確認～

木造

基準額（住宅局所管事業に係る

標準建設費等について）

33,000 円 × 延べ床面積

156 ㎡

× 8/10

= 4,118,000 円 (B)

00

(千円未満切り捨て)

軽量鉄骨造

基準額（住宅局所管事業に係る

標準建設費等について）

47,000 円 × 延べ床面積

㎡ × 8/10

= 円 (B)

(千円未満切り捨て)

補助対象事業費

2,000,000 円 (C)

※ (A) または (B) の少ない額を記入してください

(C) × 1/2（補助率）＝

1,000,000 円

補助金の額

500,000 円 (D)

(千円未満切り捨て)

(交付限度額500,000円)

危険空き家の構造によって、いずれ
かを記入してください。

登記事項証明書【登記簿】等
に記載の床面積を記入してく
ださい。



記入例

別記要領様式第2号

抵当権者、地上権者など

周南市危険空き家解体事業補助金交付申請同意書

周南市長 宛

令和7年〇〇月▲▲日

所有者・権利者・相続人（○をつける）

住所 **周南市大字安田××××**

本人の自署でない場合は押印してください。

ふりがな
氏名 **しゅうなん はなこ**

周南 花子

（自署又は押印）

電話 **0833-××-0000**

下記のとおり、申請者が周南市危険空き家解体事業補助金の交付を受け、補助事業を実施することについて同意します。また、申請者との間で除却に関する紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。

記

1 補助事業

以下の危険空き家を除却し更地にする工事

2 申請者

住所：**周南市岐山通〇丁目〇番地**

氏名：**周 南 太 郎**

3 危険空き家の所在地

周南市 **登記事項証明書などに記載されている所在地を記入してください。**

記入例

別記様式第 12 号（第 16 条関係）

周南市危険空き家解体事業委任状

私は、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業に関する申請手続等を下記代行者へ委任します。

記

委任する内容

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条に規定する手続における書類の提出、訂正及び受領に関する一切の権限

代行者の住所 周南市富田▲丁目▲番地

代行者の氏名 周 南 三 郎

代行者の連絡先 0834-▲▲-××××

令和○年▲月●○日

委任者の住所 周南市岐山通○丁目○番地

委任者の氏名 周 南 太 郎

※委任者が全てご記入ください。

記入例

別記様式第4号（第10条関係）

周南市危険空き家解体事業変更申請書

日付は提出の際、市が書類を確認した後、記入してください。

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所 **周南市岐山通〇丁目〇番地**

氏名 **周 南 太 郎**

交付決定通知書の日付・文書番号を記入してください。

電話番号 **090-1111-XXXX**

日中繋がる連絡先をご記入ください。

令和 **7** 年 **▲** 月 **●●** 日付け周住第 **XXX** 号により補助金の交付決定を受けた周南市危険空き家解体事業補助金について、次のとおり内容を変更したいので、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

1 補助年度	令和7年度	
2 当初交付決定額	円	
3 変更後の交付申請額	円	
4 変更の理由	除却工事において、基礎部分の数量が増加するため	
5 変更の内容	基礎部分の数量が増加	
6 補助対象事業費	変更前 2,000,000 円	変更後 2,300,000 円
7 補助金交付申請額（千円未満切捨て）	変更前 500,000 円	変更後 500,000 円

【添付書類】

- 1 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- 2 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

記入例

別記様式第6号（第11条関係）

周南市危険空き家解体事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

日付は提出の際、
市が書類を確認し
た後、記入してく
ださい。

（宛先）周南市長

補助事業者 住所 **周南市岐山通〇丁目〇番地**

氏名 **周 南 太 郎**

交付決定通知書の日付・
文書番号を記入してく
ださい。

電話番号 **090-1111-XXXX**

日中繋がる連絡先をご記入ください。

令和 **7** 年 **▲** 月 **●●** 日付け周住第 **XXX** 号で補助金の交付決定の通知のあった周南市危険空き家解体事業補助金について、下記の理由により交付申請を取り下げたいので、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により届け出ます。
なお、提出した書類については、返却を求めません。

記

取下げの理由

補助対象事業を中止するため

記入例

別記様式第7号（第12条関係）

周南市危険空き家解体事業完了報告書

日付は提出の際、市が書類を確認した後、記入してください。

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所 **周南市岐山通〇丁目〇番地**

交付決定通知書又は交付決定変更通知書の日付・文書番号を記入してください。

氏名 **周 南 太 郎**

電話番号 **090-1111-XXXX**

日中繋がる連絡先をご記入ください。

令和 **7** 年 **▲** 月 **●●** 日付け周住第 **×××** 号により補助金の交付決定を受けた周南市危険空き家解体事業が完了しましたので、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補 助 年 度	令和7年度
2 補助事業の実施場所	登記事項証明書等に記載されている所在地を記入してください。契約書と一致させてください。
3 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手 令和 7 年 6 月 20 日 契約書と同じ日付を記入 完了 令和 7 年 11 月 30 日
4 補助対象事業費	2,300,000 円 申請書（変更後）の補助対象事業費（消費税相当額を除く）
5 補 助 金 の 交 付 決 定 額	500,000 円
6 添 付 書 類	(1) 補助対象事業に係る工事請負契約書又は請書の写し (2) 補助対象事業に係る解体工事業者の発行する請負代金領収書（補助対象事業の着手後に金額の変更があった場合には、内訳の記載されたものに限る。）の写し (3) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票E票）等の写し (4) 補助対象事業の完了を確認できる写真（解体前・解体後） (5) その他市長が必要と認める書類

記入例

別記様式第9号（第14条関係）

周南市危険空き家解体事業補助金請求書

日付は提出の際、
市が書類を確認し
た後、記入してく
ださい。

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所 **周南市岐山通〇丁目〇番地**

氏名 **周南 太郎**

電話番号 **090-1111-XXXX**

日中繋がる連絡先をご記入ください。

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり
請求します。

1 補 助 年 度	令和7年度	2 補助金請求額	500.000円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額	500.000円		補助金交付決定（変更）通知書 周住第×××号 令和 7 年▲月●●日
4 補 助 金 の 交 付 確 定 額	500.000円		補助金確定通知書 周住第△△△号 令和 7 年×月●●日
5 振込先金融機関等	金 融 機 関 名	銀行 〇 〇 金庫 △ △ 支店 農協	
	口 座 番 号	普通 ・ 当座 番号012345	
	口 座 名 義	(フリガナ) シュウナン タロウ 周 南 太 郎	
6 備 考			

※振込先は、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第2条第3号に規定する補
助事業者（所有者等）本人の口座に限ります

周南市危険空き家解体事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住所

氏名

電話番号

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1	補助年度	令和 7 年度			
2	危険空き家の所有者氏名				
3	申請者と 2 の所有者との続柄	☐ 本人	☐ 相続人（	）	
		☐ 土地の所有者	☐ その他（	）	
4	危険空き家の所在地	周南市			
5	補助対象事業費（税抜）	円			
6	補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）			
7 補助事業計画	危険空き家の構造等	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ・用途（ <u> </u> ） ・床面積 平方メートル ・階数 階建て			
	着手予定日	令和 年 月 日			
	完了予定日	令和 年 月 日			
	解体工事業者名称				
	解体工事業者住所				

（裏面に続く）

(裏面)

8 添付書類	(1) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたものに限る。） (2) 解体工事業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業の登録がされていることを証明できる書類 (3) 市税の滞納がないことの証明書（申請月に発行されたもの） (4) 所有者等であることが分かる書類の写し（登記事項証明書の写し、固定資産税・都市計画税納税通知書、課税明細書、名寄帳、戸籍謄本等） (5) 申請する危険空き家の位置図及び外観写真（2面以上） (6) 補助金の交付を受けて空き家を除却することについて、不利益を受けることになる全ての者からの同意書 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
9 誓約事項	○ 私は、補助金の交付の可否を決定するために必要があるときは、関係機関へ調査を行うことに同意します。 ○ 私は、申請する危険空き家に共有者（相続人を含む。）がいる場合、当該危険空き家の除却について当該者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、申請する危険空き家に所有権以外の権利を有する者がある場合、当該危険空き家の除却について当該者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、申請する危険空き家の所有者と申請する危険空き家が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合、当該危険空き家の除却について当該者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、申請する危険空き家が区分所有の長屋建ての住宅の場合、当該危険空き家の除却について当該区分所有者全員の同意を得ていることを報告します。また、当該者との間で除却に係る紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。 ○ 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。 ○ 私は、当該補助金の交付申請に当たり、他の補助金等の交付を受けていないこと又は受けないことを誓約します。 氏名 _____ （自署または押印）

申請者氏名：

危険空き家の所在地：

解体工事費の見積額：

円（消費税相当額を除く）（A）

～補助対象事業費、補助金額の確認～

木造

基準額（住宅局所管事業に係る

標準建設費等について）

33,000 円 × 延べ床面積

m² × 8/10 =

円（B）

（千円未満切り捨て）

軽量鉄骨造

基準額（住宅局所管事業に係る

標準建設費等について）

47,000 円 × 延べ床面積

m² × 8/10 =

円（B）

（千円未満切り捨て）

補助対象事業費

円（C）

※（A）または（B）の少ない額を記入してください

（C）× 1/2（補助率）＝

円

補助金の額

円（D）

（千円未満切り捨て）

（交付限度額500,000円）



周南市危険空き家解体事業補助金交付申請同意書

周南市長 宛

年 月 日

所有者・権利者・相続人（○をつける）

住所

ふりがな
氏名

（自署又は押印）

電話

下記のとおり、申請者が周南市危険空き家解体事業補助金の交付を受け、補助事業を実施することについて同意します。また、申請者との間で除却に関する紛争が生じた際は、自己の責任において全て解決し、周南市に一切の損害を与えないことを誓約します。

記

1 補助事業

以下の危険空き家を除却し更地にする工事

2 申請者

住所：

氏名：

3 危険空き家の所在地

周南市

別記様式第 12 号（第 16 条関係）

周南市危険空き家解体事業委任状

私は、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業に関する申請手続等を下記代行者へ委任します。

記

委任する内容

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条に規定する手続における書類の提出、訂正及び受領に関する一切の権限

代行者の住所 _____

代行者の氏名 _____

代行者の連絡先 _____

令和 年 月 日

委任者の住所 _____

委任者の氏名 _____

※委任者が全てご記入ください。

別記様式第4号（第10条関係）

周南市危険空き家解体事業変更申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所

氏名

電話番号

令和 年 月 日付け周住第 号により補助金の交付決定を受けた周南市危険空き家解体事業補助金について、次のとおり内容を変更したいので、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

1 補助年度	令和7年度	
2 当初交付決定額	円	
3 変更後の交付申請額	円	
4 変更の理由		
5 変更の内容		
6 補助対象事業費	変更前 円	変更後 円
7 補助金交付申請額 （千円未満切捨て）	変更前 円	変更後 円

【添付書類】

- 1 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- 2 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別記様式第 6 号（第 11 条関係）

周南市危険空き家解体事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所

氏名

電話番号

令和 年 月 日付け周住第 号で補助金の交付決定の通知のあった周南市危険空き家解体事業補助金について、下記の理由により交付申請を取り下げたいので、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により届け出ます。
なお、提出した書類については、返却を求めません。

記

取下げの理由

周南市危険空き家解体事業完了報告書

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所

氏名

電話番号

令和 年 月 日付け周住第 号により補助金の交付決定を受けた周南市危険空き家解体事業が完了しましたので、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 補 助 年 度	令和7年度
2 補助事業の実施場所	周南市
3 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
4 補助対象事業費	円
5 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
6 添 付 書 類	(1) 補助対象事業に係る工事請負契約書又は請書の写し (2) 補助対象事業に係る解体工事業者の発行する請負代金領収書（補助対象事業の着手後に金額の変更があった場合には、内訳の記載されたものに限る。）の写し (3) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書（マニフェスト伝票E票）等の写し (4) 補助対象事業の完了を確認できる写真（解体前・解体後） (5) その他市長が必要と認める書類

周南市危険空き家解体事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）周南市長

補助事業者 住所

氏名

電話番号

周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補 助 年 度	令和7年度	2 補助金 請求額	円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円		補助金交付決定（変更）通知書 周住第 号 令和 年 月 日
4 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円		補助金確定通知書 周住第 号 令和 年 月 日
5 振込先金融機関等	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 店	
	口 座 番 号	普通 ・ 当座 番号	
	口 座 名 義	(フリガナ)	
6 備 考			

※振込先は、周南市危険空き家解体事業補助金交付要綱第2条第3号に規定する補助事業者（所有者等）本人の口座に限ります

表 2 「住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）」（外観目視により判定できる項目）令和 年 月 日調査 邸

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点	採点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥（はく）落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			ロ 外壁の仕上材料の剥（はく）落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥（はく）落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥（はく）落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	30	

（備考）一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

合計	点
----	---

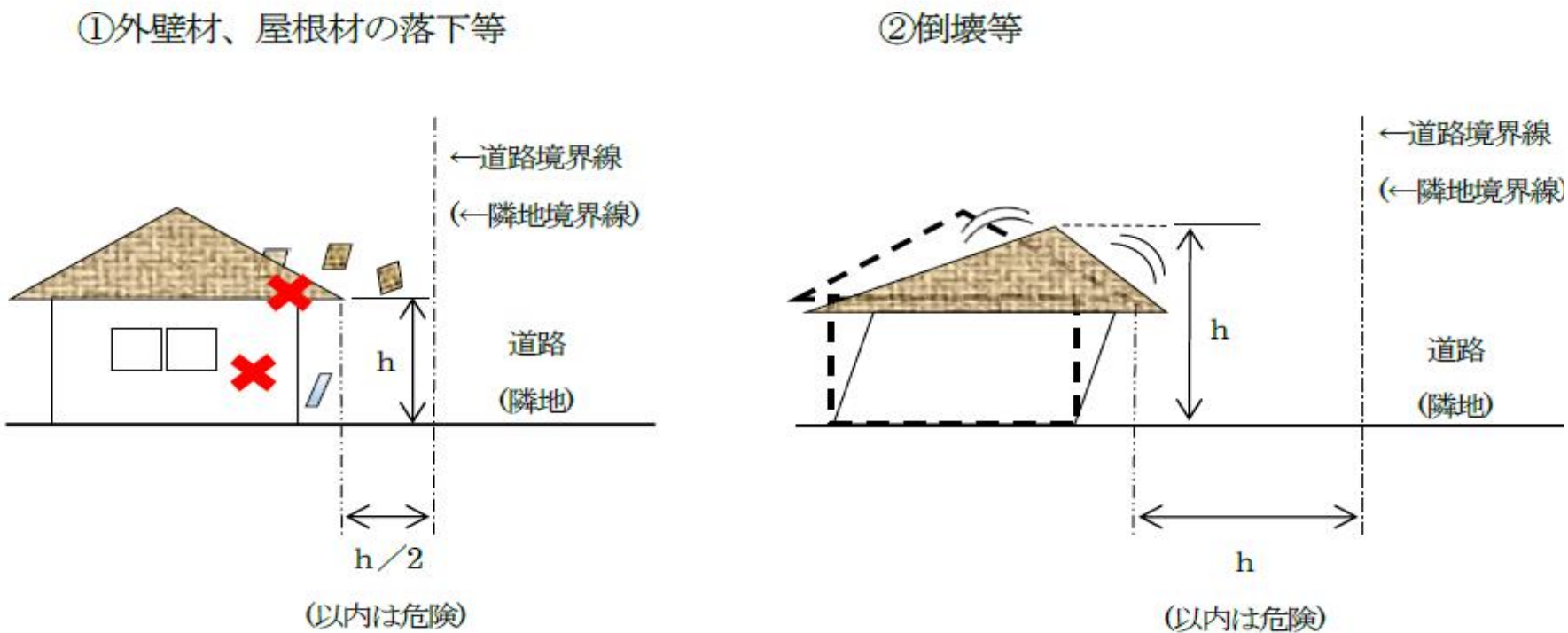
「空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き（国土交通省）」による

別表第1（第2条関係）
周辺への危険度判定基準表

令和 年 月 日 調査 邸

	項目	危険空き家及び敷地の立地状況	チェック
周辺への影響	①外壁材、屋根材の落下等	ア 落下又は落下のおそれがある危険空き家である。	☐
		イ 落下又は落下のおそれのある危険空き家から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離が落下又は落下のおそれのある部分の高さの2分の1以内である。	☐
		ウ 隣地（現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。）又は道路は、落下又は落下のおそれのある部分の高さより低い位置にある。	☐
	②倒壊等	ア 倒壊等のおそれがある危険空き家である。	☐
		イ 倒壊等のおそれのある危険空き家から道路境界線又は隣地境界線までの水平距離が当該建物の高さ以内である。	☐
		ウ 隣地（現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用があるものに限る。）又は道路は、当該危険空き家の高さより低い位置にある。	☐
1 ①又は②のいずれかを危険と判定する場合に基準を満たす。			
2 ①又は②の項目の判定は、それぞれア、イ、ウ全てに該当する場合に危険と判定する。			

確認欄	確認結果	危険空き家に該当する	☐
		危険空き家に該当しない	☐



項目	評価内容	評点
外壁又は屋根等	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に強風等により飛散する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	15
	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に落下する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	25
	外壁、屋根材等が道路又は隣接地に倒壊する等、敷地外に被害を及ぼす恐れがあるもの	50
隣家と隣接の有無等	現に使用されている住宅に隣接しているもの	15
	現に使用されている住宅に複数隣接している又は現に使用されている隣接する住宅の敷地が空家の敷地より低い位置にあるもの	25
隣家との距離	空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15
	空家から隣地境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25
道路と隣接の有無等	道路（赤線を含む）に隣接しているもの	15
	隣接する道路（赤線を含む）が、空家の敷地より低い位置にあるもの	25
道路との距離	空家から道路（赤線を含む）までの水平距離が空家の高さ以内であるもの	15
	空家から道路（赤線を含む）との境界線までの水平距離が空家の高さの半分以内であるもの	25
解決困難度	接道がないもの※ ₁ または土砂災害特別警戒区域に該当するもの	5
DID地区	人口集中地区内のもの	25
避難路沿道	避難路沿道等※ ₂ にある空き家であること	35
地域要望等	地域から相談が寄せられているもの	25

※1 接道がないもの…次の①～③のいずれかに該当するもの。①接する道路の幅が2 m未満、②道路に2 m以上接していない、③その他市長が認めるもの

※2 避難路…①周南市立小学校27校（徳山、遠石、今宿、久米、菊川、櫛浜、夜市、戸田、湯野、岐山、須磨、沼城、周陽、桜木、秋月、鼓南、富田東、富田西、福川、和田、福川南、三丘、高水、勝間、大河内、八代、鹿野）、周南市立中学校13校（鼓南、太華、岐陽、住吉、菊川、桜田、須々万、周陽、秋月、富田、福川、熊毛、鹿野）が定めた通学路 ②山口県耐震改修促進計画における緊急輸送道路）の沿道又は避難地（周南市地域防災計画に位置付ける避難地）に隣接する敷地